

熊本県へ被災建築物応急危険度判定士を派遣します

令和8年熊本地震における支援について、近畿被災建築物応急危険度判定協議会から派遣要請がありましたので、下記のとおり職員を派遣します。

1 派遣状況

人数等	活動予定期間
2名 (県職員2名)	8月5日(水) ～ 8月7日(金)

※以降の派遣は未定

出発は8月4日(火) 午前10時 県庁南別館ピロティ

2 派遣先

熊本県八代市

3 活動内容

余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民等の安全確保を図るため、建築物の危険度を判定・表示（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）します。

参考)

・支援の枠組み

国、都道府県及び政令市等から構成される全国被災建築物応急危険度判定協議会（6ブロックで構成）による広域支援体制により実施

・被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や外壁・ガラス等の落下などの危険性をできる限り速やかに判定し、人命に係る二次災害を防止することを目的としたものです。

(連絡先)

県土整備部 都市住宅局
建築住宅課 建築指導班
担 当：植山、平井
電 話：073-441-3184
内 線：3184